

南九州市告示第81号

南九州市災害警戒本部設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月26日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市災害警戒本部設置要綱等の一部を改正する要綱

(南九州市災害警戒本部設置要綱の一部改正)

第1条 南九州市災害警戒本部設置要綱(平成19年南九州市告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「建設課長」を「建設水道課長」に改め、同条第5項中「建設課」を「建設水道課」に改める。

(南九州市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 南九州市行政改革推進本部設置要綱(平成19年南九州市告示第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号を次のように改める。

(6) 建設水道課長

(南九州市農業農村整備事業情報協議会設置要綱の一部改正)

第3条 南九州市農業農村整備事業情報協議会設置要綱(平成20年南九州市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第9条中「耕地林務課内」を「農林整備課内」に改める。

(南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱の一部改正)

第4条 南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱(平成22年南九州市告示第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第7号を次のように改める。

(7) 建設水道課長

(南九州市知覧特攻平和会館書籍等取扱要綱の一部改正)

第5条 南九州市知覧特攻平和会館書籍等取扱要綱(平成23年南九州市告示第102号)の一部を次のように改正する。

第10条中「知覧特攻平和会館」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市里道の整備に関する要綱の一部改正)

第6条 南九州市里道の整備に関する要綱(平成25年南九州市告示第166号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「耕地林務課長，建設課長」を「農林整備課長，建設水道課長」に改める。

(南九州市家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正)

第7条 南九州市家畜伝染病対策本部設置要綱(平成27年南九州市告示第78号)の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中「建設課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第8条 南九州市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱(平成28年南九州市告示第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号を次のように改める。

(6) 建設水道課長

第3条第3項第8号を削り，第9号を第8号とし，第10号を第9号とし，第11号を第10号とする。

(南九州市世界の記憶推進会議設置要綱の一部改正)

第9条 南九州市世界の記憶推進会議設置要綱(平成29年南九州市告示第116号)の一部を次のように改正する。

第8条中「知覧特攻平和会館」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱の一部改正)

第10条 南九州市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱(令和2年南九州市告示第230号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 農林整備課長

(5) 農林整備課林務係長

第5条第1項中「耕地林務課長」を「農林整備課長」に改める。

第8条中「耕地林務課」を「農林整備課」に改める。

(南九州市DX推進本部設置要綱の一部改正)

第11条 南九州市DX推進本部設置要綱(令和3年南九州市告示第159号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第11号を次のように改める。

(11) 建設水道課長

第3条第5項に次の1号を加える。

(13) 学校教育課長

(南九州市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事業実施要綱の一部改正)

第12条 南九州市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金)支給事業実施要綱(令和4年南九州市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「水道課」を「建設水道課」に改め、「(0993-56-1111)」を削る。

第2号様式中「(電話0993-56-1111)」を削る。

第3号様式中「(電話0993-56-1111)」を削る。

(南九州市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する追加臨時特別給付金)支給事業実施要綱の一部改正)

第13条 南九州市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する追加臨時特別給付金)支給事業実施要綱(令和4年南九州市告示第135号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「水道課」を「建設水道課」に改める。

(南九州市工事等表彰実施要綱の一部改正)

第14条 南九州市優良工事等表彰実施要綱(令和5年南九州市告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「建設課長」を「建設水道課長」に、「耕地林務課長,水道課長」を「農林整備課長」に改める。

(南九州市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部改正)

第15条 南九州市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱(令和5年南九州市告示第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市薩南文化編集委員会設置要綱の一部改正)

第16条 南九州市薩南文化編集委員会設置要綱(令和5年南九州市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第8条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市知覧城跡災害復旧検討委員会設置要綱の一部改正)

第17条 南九州市知覧城跡災害復旧検討委員会設置要綱(令和5年南九州市告示第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市市史編さん委員会設置要綱の一部改正)

第18条 南九州市市史編さん委員会設置要綱(令和6年南九州市告示第71号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を次のように改める。

(5) 歴史文化財課長

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

第12条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市知覧城跡保存活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第19条 南九州市知覧城跡保存活用検討委員会設置要綱(令和6年南九州市告示第72号)の一部を次のように改正する。

第8条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市清水磨崖仏保存活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第20条 南九州市清水磨崖仏保存活用検討委員会設置要綱(令和6年南九州市告示第73号)の一部を次のように改正する。

第8条中「文化財課」を「歴史文化財課」に改める。

(南九州市地域振興対策事業審査委員会設置要綱の一部改正)

第21条 南九州市地域振興対策事業審査委員会設置要綱(令和6年南九州市告示第130号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第8号を次のように改める。

(8) 建設水道課長

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。